

N P O 法人ハレルクス

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、N P O 法人ハレルクスという。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を岡山県倉敷市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、発達に障がいを持つ子どもたち、不登校に悩む子どもたちを始めとする様々な悩みや問題を抱える子どもたちに対して、空手を中心としたスポーツやレクリエーション並びに学習面における支援、日常における家庭と学校に並ぶ第三の居場所を創出提供する事業を行い、サービス利用者だけでなくその保護者等に対しても事業に関連する支援を行うことを通じて、子どもたちの社会性及び心身共に健やかな成長を育み、地域社会の持続可能なインクルーシブかつ健全な発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

1. 空手を中心としたスポーツ、レクリエーション教室の経営
2. 子どもの第三の居場所づくり事業

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人及び団体

(入 会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長に選定し、1人を副理事長とすることができる。

(役員の選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。
- 4 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報 酬 等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職 員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総 会

(種 別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) その他運営に関する重要事項

(開 催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招 集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、理事長が務めることとし、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要する議案が出席正会員から提案され、これを総会の議案とすることについて出席正会員の過半数の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理 事 会

(構 成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権 能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。
第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (3) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開 催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招 集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

- 2 理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、当該理事会の議長は理事会で選任する。

(議 決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知

した事項とする。ただし、緊急を要する議案が出席理事から提案され、これを理事会の議案とすることについて出席理事の3分の2以上の同意があったときは、これを理事会の議案とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議 事 録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記する。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)

- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解 散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において正会員総数の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

（合 併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告について

は、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑 則

（細 則）

第54条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長	福 島	健 也
副理事長	伊 藤	里 紗
理 事	三 宅	秀 典
監 事	鈴 木	秀 宜
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年4月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|---------|-----|---------------|
| （1）正会員 | 入会金 | 金0円 |
| | 会費 | 金10,000円（年会費） |
| （2）賛助会員 | 入会金 | 金0円 |
| | 会費 | 金5,000円（年会費） |

(縦覧用)

役 員 名 簿

NPO法人ハレルクス

No.	役職名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有 無
1	理事長	フクシマ タツヤ 福 島 健 也		有
2	副理事長	イトウ リサ 伊 藤 里 紗		無
3	理 事	ミヤケ ヒデノリ 三 宅 秀 典		無
4	監 事	スズキ ヒデキ 鈴 木 秀 宜		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

現代社会では、小中学生の中に発達に障がいを持つ子どもや、不登校に悩む子どもの割合が年々増加しているように見受けられることもあり、様々な悩みや問題を抱える子どもたちへの支援が重要であると考えます。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保など学習面のサポートはある程度ととってきていると感じるものの、スポーツを楽しめる環境は全国的にも少ないのではないかと思います。私たちは、体力の維持増強だけでなく精神的な強さ、自己肯定感を育むためにも、スポーツ・運動が不可欠であると考えています。

私たちは、これまで任意団体として活動を行ってきた空手を中心としたスポーツやレクリエーションを通じて、心身の健やかな育成、規律を尊重する心や集中力を養い、社会性を育むとともに、学習や日常生活における支援も行い、子どもたちの自立をサポートしようと思います。

また、児童支援事業として「子どもの第三の居場所」づくり事業を併せて実施し、発達に障がいを持つ子どもたちや不登校の子どもたちが日中や放課後に安心して過ごせる環境を提供し、保護者が仕事や他の用事に集中できるよう、子どもたちの安全を確保しつつ、遊びや学習の活動を通じて社会性を育むことを支援していきたいと考えています。

私たちがこれまで以上に積極的に子ども達の支援を行ううえで、NPO法人としての法人格を取得することは、ボランティア活動の適切な管理、持続可能な事業運営、社会的信用の向上といった多くの利点が見込まれ、より多くの社会的支援を得られるだけでなく、社会貢献の面でも、大きな意味を持つと考え、法人を立ち上げようとするものです。

2 申請に至るまでの経過

令和4年4月、発達支援・不登校支援空手道教室ハレルヤを設立

※ 現在の生徒数約120名、週6日の活動、日曜日は不定期に県内各所にて活動

令和7年4月30日、NPO法人の設立総会を開催、設立を決議

令和 7 年 5 月 15 日

NPO法人ハレルクス

設立（代表）者 住所 岡山県倉敷市早高572番地7
氏名 福 島 健 也

令和7年度事業計画書

(法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで)

NPO法人 ハレルクス

1 事業実施の方針

これまで任意団体として活動を行ってきた、空手を中心としたスポーツやレクリエーションを通じて、発達に障がいを持つ子どもたち、不登校に悩む子どもたちを始めとする様々な悩みや問題を抱える子どもたちに対してサービスを提供し、子どもたちの社会性及び心身共に健やかな成長を育むことを支援していく。

また、設立初年度のため、今後の事業展開に必要な準備活動も併せて行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
空手を中心としたスポーツ、レクリエーション教室の経営	空手を中心としたスポーツ教室	通 年 ※1	倉敷市内 ※2	5	100	2,540
子どもの第三の居場所づくり事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業	通 年 午前10時から午後6時まで	倉敷市内 ※真備を予定	5	20	4,880
	フリースクール、学習塾、カルチャー教室等の経営	当面の間、実施予定なし				
	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業	当面の間、実施予定なし				

※1 週5日間 午後6時00分乃至午後8時30分まで

※2 倉敷東小学校 外会議室、亀山公民館、東陽中学校 柔道場 ほか

令和 8 年度事業計画書

(令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで)

NPO法人 ハレルクス

1 事業実施の方針

初年度の方針を継続し、初年度に係る事業内容を更に持続可能なものとして発展すべく積極的に活動を行う。

また、初年度より未実施の事業についても可能な限り早期に実施すべく準備活動も並行して行う。

2 事業の実施に関する事項

特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定 日 時	実施予定 場 所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	支 出 見 込 額 (千円)
空手を中心としたスポーツ、レクリエーション教室の経営	空手を中心としたスポーツ教室	通 年 ※1	倉敷市内 ※2	5	100	3,558
子どもの第三の居場所づくり事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく日中一時支援事業	通 年 午前10時から午後6時まで	倉敷市内 ※真備を予定	5	20	7,920
	フリースクール、学習塾、カルチャー教室等の経営	当面の間、実施予定なし				
	児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業	当面の間、実施予定なし				

※1 週5日間 午後6時00分乃至午後8時30分まで

※2 倉敷東小学校 外会議室、亀山公民館、東陽中学校 柔道場 ほか

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人 ハレルクス
(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	100,000		
(正会員総数 10名 入会金 金0円 年会費 金10,000円)			
賛助会員受取会費	0		
(賛助会員総数 0名 入会金 金0円 年会費 金5,000円)			
		100,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
施設等受入評価益	0	0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
空手を中心としたスポーツ、レ クリエーション教室の経営			
サービス利用会員受取会費	1,810,000	1,810,000	
子どもの第三の居場所づくり事 業			
日中一時支援給付費	6,899,200		
利用者負担金	689,920		
居場所づくり利用者負担金	1,050,000	8,639,120	
経常収益計			10,549,120
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,000,000		
給料手当	1,760,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	4,760,000	4,760,000	
(2) その他経費			
会議費	140,000		
旅費交通費	594,000		
施設使用費用	604,800		
道具など	452,100		

	業務委託費	50,000		
	印刷製本費	50,000		
	通信運搬費	105,000		
	車両費	420,000		
	水道光熱費	140,000		
	事務用品費	28,000		
	備品費用	35,000		
	修繕費	35,000		
	雑費	7,000		
	その他経費計		2,660,900	
	事業費計			7,420,900
2.	管理費			
(1)	人件費	0		
	役員報酬	0		
	給料手当	0		
	法定福利費	0		
	退職給付費用	0		
	福利厚生費	0		
	人件費計	0	0	
(2)	その他経費			
	謝礼金	350,000		
	広告宣伝費	70,000		
	減価償却費	0		
	保険料	105,000		
	リース料	70,000		
	地代家賃	1,540,000		
	支払利息	7,000		
	その他経費計	2,142,000		
	管理費計		2,142,000	
	経常費用計			9,562,900
	当期経常増減額			
III	経常外収益	0		
	1.固定資産売却益	0		
	経常外収益計			0
IV	経常外費用			
	1.過年度損益修正損			
		0		
	経常外費用計			0
	当期正味財産増減額			986,220
	設立時正味財産額			0
	次期繰越正味財産額			986,220

令和8年度 活動予算書

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

NPO法人 ハレルクス

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1.受取会費			
正会員受取会費	100,000		
(正会員総数 10名			
入会金 金0円			
年会費 金10,000円)			
賛助会員受取会費	0		
(賛助会員総数 0名			
入会金 金0円			
年会費 金5,000円)			
		100,000	
2.受取寄附金			
受取寄附金	0	0	
施設等受入評価益	0	0	
3.受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4.事業収益			
空手を中心としたスポーツ、レ			
クリエーション教室の経営			
サービス利用会員受取会費	1,810,000	1,810,000	
子どもの第三の居場所づくり事			
業			
日中一時支援給付費	11,877,600		
利用者負担金	1,187,760		
居場所づくり利用者負担金	2,545,200	15,610,560	
経常収益計			17,520,560
II 経常費用			
1.事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,600,000		
給料手当	4,560,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	8,160,000	8,160,000	
(2) その他経費			
会議費	240,000		
旅費交通費	744,000		
施設使用費用	604,800		

	道具など	120,000		
	業務委託費	0		
	印刷製本費	230,000		
	通信運搬費	240,000		
	車両費	720,000		
	水道光熱費	240,000		
	事務用品費	48,000		
	消耗品費	60,000		
	備品費	60,000		
	修繕費	12,000		
	雑費	0		
	その他経費計		3,318,800	
	事業費計			11,478,800
2.管理費				
(1)人件費	0			
役員報酬	0			
給料手当	0			
法定福利費	0			
退職給付費用	0			
福利厚生費	0			
人件費計	0		0	
(2)その他経費				
謝礼金	600,000			
広告宣伝費	120,000			
減価償却費	0			
保険料	180,000			
リース料	120,000			
地代家賃	2,640,000			
支払利息	12,000			
その他経費計	3,672,000			
管理費計			3,672,000	
経常費用計				15,150,800
当期経常増減額				
Ⅲ 経常外収益	0			
1.固定資産売却益				
経常外収益計				0
Ⅳ 経常外費用				
1.過年度損益修正損	0			
経常外費用計				0
当期正味財産増減額				2,369,760
前期繰越正味財産額				986,220
次期繰越正味財産額				3,355,980